

【支給対象者】

本学の学部学生かつ通算 GPA が 2.0 以上の者に限る

【申請手続】

給付対象者の条件を満たした者が資格等に合格し奨励金の給付を申請する場合は、必要書類を就職・キャリア支援課内の資格サポートコーナーに提出してください。

ただし、申請する資格が次の条件のいずれかに該当する場合は、申請を行うことはできません。

【対象外の資格】

- (1) 本学に入学するまでに受験した資格等
- (2) 合格発表のあった年度内に申請しなかった資格等
- (3) 以下に定める申請期間後に合格発表のある資格等
- (4) 以前に本制度の申請を行い、奨励金の支給を受けた資格等
(ただし、税理士試験等科目ごとの申請を認めている場合を除く)
- (5) 資格等の取得、合格が新規ではなく、更新である場合
- (6) TOEFL スコア、TOEIC スコア等語学に関する資格等の取得で当該語学が母語である場合
- (7) 公務員試験および教員採用試験における複数申請

【申請期間】

(1) 毎年度 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間※一年生は 10 月 1 日からの期間分より申込可。
(ただし、事務受付日、及び事務受付時間内に限る。郵送の場合は締切日 17 時まで必着。配達記録の残る手段でお送りいただき、資格サポートコーナー宛てにお送りいただく前に必ずメールにて送付する旨をご連絡ください。)

(2) 毎年度 10 月 1 日から 2 月 15 日までの期間
(ただし、事務受付日、及び事務受付時間内に限る。郵送の場合は締切日 17 時まで必着。配達記録の残る手段でお送りいただき、資格サポートコーナー宛てにお送りいただく前に必ずメールにて送付する旨をご連絡ください。)

【必要書類】

- (1) 資格等取得奨励金申請書（所定の様式）
- (2) 資格等取得奨励金振込指定口座届（所定の様式）
- (3) 振込指定口座が確認できる通帳ページの写し（ネット銀行の場合は画面ショットの写し）

※支店名の記載のあるもの

- (4) 資格等の合格証明書（証明書が発行されない場合のみ合否通知書等）の原本1部
（コピーとの照合のみに使用。原本の返却が不要な場合を除き、本人に返却）
- (5) 資格等の合格証明書（証明書が発行されない場合のみ合格通知書）コピー1部※返却不可
（A3サイズを超える場合は縮小コピー可。ただし、原本を返却不要の場合は不要）
- (6) 提出日一週間前までに発行した成績証明書※返却不可

※成績証明書の発行方法に関して、不明点は総合オフィスもしくは教務課にてご確認いただき、発行してください。

※（1）（2）の書類は資格サポートコーナーにてお渡しします。

直接資格サポートコーナーに取りに来ることが難しい方は、申請書と指定口座届のデータを印刷してください。

※次年度の申請受付内容は変更になる可能性がある旨、予めご理解ください。

※支給時期は状況により変動します。はっきりした日程をお知らせすることはできません。